

日南市立潟上小学校

いじめ防止基本方針

自主的に考え、心豊かでたくましく伸びる
児童の育成

かんがえ
る子

たくまし
い子

がんばり
ぬく子

みんななか
のよい子

日南市立潟上小学校

平成26年7月作成

平成27年7月見直し・改善

平成28年7月見直し・改善

平成30年7月見直し・改善

令和 3年8月見直し・改善

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

学校においては、全ての職員がいじめ問題に真摯に取り組み、基本的な姿勢について共通理解し、組織的に取り組むことが、今強く求められている。

こうした中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され平成29年3月に改定された。また、県においても平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改定され、さらに本市においても平成30年3月に「日南市いじめ防止基本方針」の改定がなされた。いじめ防止基本方針は、今日の深刻な実態や様々な調査の結果を受けて見直しを図られている。

本校においても、平成26年7月に「日南市立潟上小学校いじめ防止基本方針」を作成し、その後、随時見直しを図ってきた。

第1章 本方針における基本的な事項

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、この基本方針において、「いじめ」を次のように定義することにした。

本校児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの具体的な態様として、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれや集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第2章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であることの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

1 いじめの防止

- (1) いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止を目指す。そして、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、職員を中心に関係者が一体となった継続的な取組を行っていく。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を発達の段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (3) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育てていく。
- (4) 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを目指し、児童にとって“楽しい学校、行きたい学校”となることに努める。
- (5) いじめの問題への取組の重要性について、地域・家庭に認識を広め、それらと一体となって取組を推進するための普及啓発を図る。

2 いじめを防止するための教師の行動

(1) 授業の構想や実践において

- 児童同士の間人関係づくりのための活動を取り入れる。(構成的グループエンカウンター・ピアサポートづくり・ソーシャルスキルトレーニング等)
- 特別の教科道徳や教科指導、朝の会や帰りの会等を通して、思いやりの心を育てる。
- 特別の教科道徳を要として、道徳教育の充実を図ることで、児童の道徳的価値観を探り、道徳的実践力を育てる。
- 人権感覚を育むための日常的な指導を充実させる。
- 言葉遣いや返事、相手の呼び方を意識させ、言語環境を整える。
- 児童同士の会話や雑談に耳を傾ける。

(2) 学年・学級の経営において

- 人権学習を積極的に行う。
- 児童自身に「いじめをしている」という認識がない場合もあるので、いじめとは何かをしっかりと教える。
- 総合的な学習の時間や生活科等の屋外体験活動を通して、様々な方との交流も図り、思いやりのある心を育む。
- 言いたいことが言える学級の雰囲気を作る。
- 学級の係活動や日直、掃除当番等において、一人一役を実践し、学級の中での存在感を高める。
- 自己有用感や自己肯定感を育てる学級づくりを目指す。
- 定期的に教育相談やアンケートを実施するとともに、集計・分析を行い、児童の実態把握に努める。

(3) その他

- 休み時間などに、ふざけ合っているような時でも、その様子に目を配ってひと声かける。
- 児童の気になる笑い声や遊びに注意する。
- 児童の友人関係やその変化に目を配る。
- 職員間の情報交換を積極的に行う。
- 毎週水曜日の終礼を気になる児童の情報共有の場として設定する。

3 いじめを防止するための児童の活動

(1) 学年や学級における活動において

- どんな小さなことでも、気になることがあったら必ず学級担任に相談する。
- いじめではないか、いじめのように見える等を考えて、正しい判断を行い、悪い誘いのらない。
- いじめではないか、いじめのように見える等を考えて、正しい判断を行い、いじめの「観衆」「傍観者」にならない。

(2) 全校単位での活動において

- 全校朝会などで話を聞き、「いじめをしない、させない、見逃さない。」ことを確認する。
- 運動会、遠足、宿泊学習（5年）、修学旅行（6年）等の学校行事において、児童一人一人の活躍の場を設定し、学校生活の満足感を高めると共に、お互いの良さに目を向けさせる。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

- (1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての職員（大人）が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高める。
- (2) いじめは職員（大人）の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、職員（大人）が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。
- (3) 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。
- (4) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、職員同士の情報交換を密にし、地域、家庭と連携して児童を見守ることに努める。

2 いじめを早期に発見するための教師の行動

望ましい人間関係の醸成を図るための具体的な指導の視点を示した「教師としての1日の学校生活における常時指導」をもとに、児童と児童、児童と教師の人間関係が円滑になされているかどうか、ほころびはないかどうかを感じ取り、いじめにつながるかもしれない予兆をしっかりと押さえていく。

(1) 学校生活全般において

- 毎月一度、“教育相談アンケート”を実施する。このアンケートの項目の中に、いじめに関する項目を設定し、その回答状況によって、全職員で判断していく。
- 児童と対話したり児童の日記を読んだりして、児童の内面（心）の把握に努める。そして、気になる児童がいた場合は、教師から声をかけ、様子や状況を理解する。
- 児童の交遊関係を把握すると共に、休み時間やグループで活動する時に、孤立しがちな児童がいないか気を配る。
- 日常生活において、気になった児童には、学年、学級の枠を越えて声をかける。
- 気になる情報が得られた時は、教育相談やアンケートなどを行って、より詳しい情報の収集と分析を行う。
- 児童の言葉遣いや呼び方（あだ名）等に敏感になっておく。
- 児童の持ち物にも気を付け、落書きや傷、損傷がないか、無断で使われたり隠されたりしていないかにも注意を払う。

(2) 掲示物や展示物において

- 個人の作品が破られたり、壊されたり、落書きされたりするようなことがないか注意を払う。
- 黒板や校舎内外の壁、机等に、誹謗、中傷するような落書きがないか注意を払う。
- 落書き等があった場合は、速やかに対応し、状況を把握することに努める。

(3) 一日の各活動において

場面	指導のねらい	望ましい人間関係の醸成を図るための具体的な指導の視点
おはよう（今日もよろしく）って、みんなで声をかけ合おう		
朝の出会い	<p>・児童と明るくあいさつをしたり児童に温かい言葉かけをしたりすることによって、積極的に人間関係づくりをする。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自分から進んで児童に明るい挨拶をしたり、温かい言葉をかけたりしていますか。 ② 欠席をしていて登校した児童には、体調や休み中の様子を尋ねたり温かく励ましたりしていますか。 ③ 教室に入ってきた児童の表情や顔色をよく見て、健康状態を把握したり心配ごとの有無をおさえたりしようとしていますか。 ④ 始業時刻に間に合わなかった児童に対して、その理由を聞き、それに応じた指導を行っていますか。 ⑤ 心のこもったあいさつが学級の中で広がるような指導や援助をしていますか。
今日も一日、みんなで明るく元気にがんばろう		
朝の会	<p>・児童一人一人を温かく受け入れると共に、みんなで仲良く楽しい一日を送ろうとする意欲付けを図る。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 楽しい一日の始まりとなるように、歌を歌ったりさわやかな話をしたりして、なごやかな雰囲気づくりに心がけていますか。 ② 児童一人一人と顔を合わせながら健康観察を行い、心と身体の状態を把握し、個に応じた温かい言葉かけをしていますか。 ③ 体調の悪い子には、どのように悪いのかをよく聞き、そのことを通して、他の児童にもその子に対して配慮すべき点をつかませていますか。 ④ 欠席や病気の児童を、他の児童一人一人が思いやるような指導をしていますか。 ⑤ 設定した一日のめあてに向かってがんばる雰囲気づくりをしていますか。 ⑥ 欠席をした児童に対して、家庭と連絡をとったりいたわりの言葉をかけたりしていますか。
一人一人の力を合わせて、みんなで問題を解決していこう		
授業中	<p>・人間尊重の立場に立ち、一人一人の考えを大切にすると共に助け合って問題解決させ、達成感や成就感を持たせるようにする。</p> <p>《導入》児童一人一人の課題意識を大切に、学習意欲を喚起する。</p> <p>《展開》児童一人一人のよさを生かすと共に、児童相互のふれあいを大切に、問題解決的な学習や体験活動を積極的に取り入れる。</p> <p>《終末》児童一人一人が達成感や成就感をもてるように賞賛する。</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 机間指導等をして、理解できている児童、できていない児童の把握に努めると共に、個に応じた適切な指導や支援を行うための手立てを講じていますか。 ② 全ての児童が発言しやすく、発表した内容が認められ受け入れられるような雰囲気づくりに心がけていますか。 ③ 解決できた喜び、満足感を味わうことができるような授業づくりの工夫をしていますか。 ④ 間違った発表をした児童や意見を言えなかった児童に対して、温かい励ましの言葉をかけてあげようとしていますか。 ⑤ 学習の理解が遅れがちな児童が、学級の中で孤立しないように心がけていますか。 ⑥ グループを組む時は、孤立した児童をつくらないように配慮していますか。 ⑦ 提出物を忘れて宿題を忘れてした児童の名前を黒板に書いていませんか。 ⑧ 指名する時は、「さん」をつけていますか。 ⑨ よい発表があったら、みんなが拍手するような雰囲気づくりができていますか。 ⑩ 課題や学習用具を忘れた児童に対して、頭ごなしに叱るのではなく、児童の心を理解しながら対応していますか。

おいしい給食に感謝して、みんなで楽しく食べよう

給食時間

・児童と楽しく食事をすることで、児童相互の人間関係及び教師と児童との人間関係づくりに努める。



- ① 協力して、給食の準備に取り掛かるように心がけていますか。
- ② 話し相手が固定しないように、誰とでも仲良く食べるような座席づくりの工夫をしていますか。
- ③ 児童のグループに入り、食事を共にしたり児童に明るい話題を提供したりして、温かい人間関係づくりに取り組んでいますか。
- ④ 好き嫌いの多い児童や食べるのが遅い児童も努力していることを認め、楽しい給食時間を過ごせるように心がけていますか。
- ⑤ 当番の児童や給食の調理員さんに対する感謝の気持ちを持たせるようにしていますか。

声をかけてさそい合い、友だちとなかよく、楽しく遊ぼう

昼休み

・児童とのふれあいを通して情報収集すると共に、誰とでも仲良く遊べるような人間関係づくりに努める。



- ① 一人で遊んでいる児童や教室に残っている児童への配慮、声かけをしていますか。
- ② 『みんなで遊ぶ日を決める』等、昼休みの過ごし方に関する支援をしていますか。
- ③ 一人ぼっちの児童、仲間外れにされている児童がいないかを把握できていますか。
- ④ 児童たちと楽しく話をしたり遊んだりしようとする機会を設けていますか。
- ⑤ 遊ぶ時の児童同士のトラブルに、よく耳を貸してやるようにしていますか。
- ⑥ 児童の望ましくない行動を見たら、頭ごなしに叱らずに、まず理由を聞いて適切に指導をしていますか。

みんなで助け合って、汗を流して、学校をきれいにしよう

清掃

・児童と共に清掃することを通して、児童相互及び児童との望ましい人間関係づくりに努める。



- ① 努めて清掃場所に行き、児童と共に清掃をするようにしていますか。
- ② みんなで仕事をする、楽しくきれいにできることに気付かせていますか。
- ③ 特定の児童に負担がかからずに、児童が公平に仕事を分担するように配慮していますか。
- ④ 指示を減らして、がんばっている児童を認めていますか。

明日も楽しくすごそうって、笑顔でさよならしよう

帰りの会

・今日一日の生活を振り返り、人間関係について反省させると共に、明日からの自分の在り方を考えさせる。



- ① 一日の生活を振り返らせ、友達のよいところを認め合うような雰囲気づくりができていますか。
- ② 一日が楽しい雰囲気で行われるような帰りの会の在り方を工夫していますか。
- ③ 反省会等で出たことをもう一度取り上げて、明日は今日よりよい一日として過ごせるように希望をもたせていますか。
- ④ 一日を振り返り、接している時間や言葉かけの少なかった児童はいないか見渡し、どの児童も学級の大切な一員であることを認めていますか。
- ⑤ さわやかな帰りのあいさつをして、笑顔で一日の締め括りができていますか。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、被害を受けた児童の安全を確保し、加害者とされる児童に対して実情実態を正しく確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- 通報者が児童の場合は、児童の立場や安全を守ることを約束し、安心させるよう配慮する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じては、関係機関との連携を図る。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を見直し、機能の充実に努める。
- 本校が掲げる“いじめアクションプラン”に沿って行動し、いじめの状況や内容等によっては、臨機応変に対応していくことに努める。また、全職員がより機能的に動くことができよう、必要に応じてアクションプランの改善を図ることも考慮する。

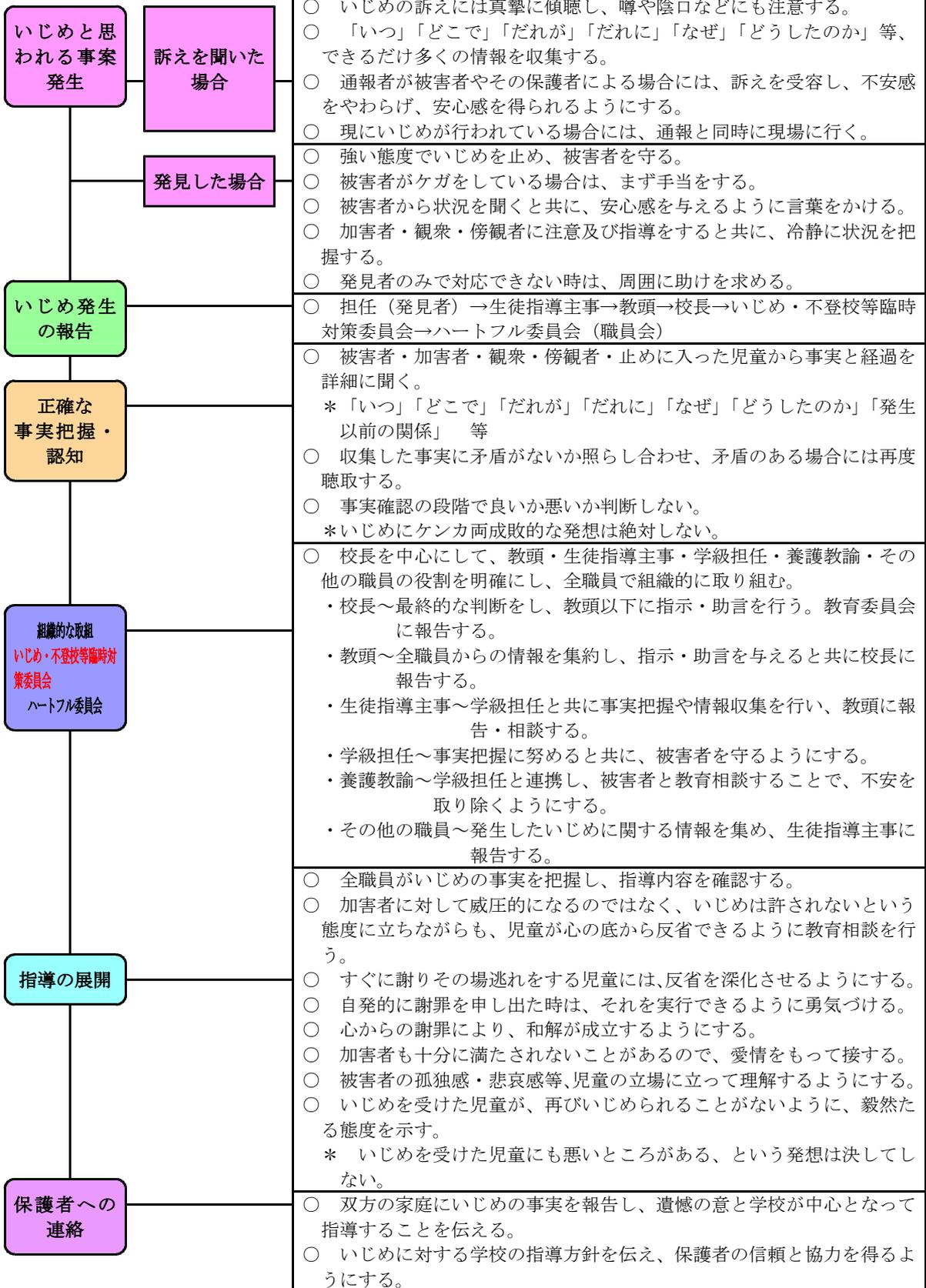
2 いじめ対応の具体的手順について

対応の手順	事 項	担 当
いじめの認知 ↓ 報 告	いじめ・不登校等の事実が明らかになった場合、または疑わしい状況が察知されたら、直ちに生徒指導主事・教頭・校長に報告する。	担任 関係職員
↓ 実情実態調査	担任・生徒指導部で被害者・加害者双方に対し交友実態やいじめの状況等の全容解明に努める。その際、重要なことは、被害者に対しての最大の気配りや心情を汲むことである。	生徒指導部 担任 関係職員
↓ いじめ・不登校等臨時対策委員会	関係者の現段階までの状況報告を受け、実態の分析・考察、そして今後の指導体制や全職員への協力依頼と共通理解を深める対策を協議する。	対策委員会
↓ ハートフル委員会(職員会議)	協議決定された指導体制で、問題解決に向けて取り組むことの確認をし、常に点検・吟味・再協議を繰り返す体制を確立する。	全職員
↓ 保護者への連絡及び協力要請	保護者に連絡をし、協力要請を行う。	担任 生徒指導部 教頭
↓ 教育委員会への報告	取り組み状況、経過等判断し、校長が行う。	校長

《潟上小学校：いじめアクションプラン》

【大まかな流れ】

【留意事項】



※ 各段階において、必要事項を「いじめ対応記録簿」に記入する。

3 いじめに気付いた時いじめに関する情報や通報を受けた時の行動

(1) 教師がいじめに気付いた時、いじめが疑われる時の初動

- 悪ふざけに気付いた時も、いじめが隠れているかもしれないことを念頭に置き、その場で声をかける。また、必要に応じて学級担任等に伝える。
- 他の児童に気付かれないように、いじめが心配される児童から話を聞く。
- 解決に向けての方針を本人と話し合い、納得のいくように進めていく。必要な場合には、保護者も一緒になって話し合う。

(2) 児童や保護者等から、いじめに関する通報があったときの初動

- 職員が手分けして、被害者と加害者に個別に話を聞く。聞き取ったことを照合して、事実を正確に把握する。
- できるだけ具体的に話を聞く。
- いじめに関する通報をした人のことは絶対に明かさないと伝える。
- 通報に対しては真摯に傾聴し、学校を中心に解決に向けて取り組むことや情報提供のお礼を述べる。
- いじめ・不登校等臨時対策委員会で今後の対応について検討する。そして、ハートフル委員会（職員会）の場で全職員に事案と今後の対応について伝達して協力を要請する。

4 被害者やその保護者への対応

- 加害者の反省を伝えたり、対面して謝罪したりすることを通して、被害者に、安心して学校生活を送れることを実感させる。
- 教職員や親しい友人等のサポート体制をつくり、被害者がいつでも相談できるようにする。
- 被害者の言動等には継続的に注意を払い、その後被害にあっていないかを確認する。
- 必要に応じて巡回相談員やSCとの教育相談やカウンセリングを入れる。

5 加害者やその保護者への対応

- 直ちにいじめをやめさせ、当該児童に事実を確認する。他の児童に気付かれないように配慮する。
- いじめは人格を傷付け、生命や身体、財産等を脅かす行為で絶対に許されないことを理解させ、自分の責任を自覚させる。
- いじめに至った経緯や加害者が抱えている悩みなど、いじめの背景にも目を向け、心から反省し、今後、望ましい行動ができるように支援を行う。
- 加害者の保護者に事実を伝え、行動の改善、変容に向けて、本人と教職員、保護者が力を合わせていくことを話し合う。
- 必要に応じて巡回相談員やSCとの教育相談やカウンセリングを入れる。

6 いじめがあった集団への対応

- 加害者に対しては、正確に事実を確認すると共に、被害者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、共感させることを通して、行動の変容が促されるように努める。
- 観衆や傍観者の立場にいた児童に対しても、そうした行為が被害者にとっては孤独感や孤立感を増長することを理解させる。
- 観衆や傍観者の立場にいた児童は、今後、被害者や加害者に転じる可能性があるため、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生や保護者に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ことを児童に徹底して伝える。

7 対応する上での留意点

- 個別面談や家庭訪問を行う等して、対面での話し合いを重視する。電話での対応は、十分な配慮を要する。
- いじめに気付いたり、いじめに関する情報を受けた時等の初期対応を始め、対応は迅速に行う。基本は、週をまたがないことが大切である。
- いじめの質や内容が深刻だと判断される場合は、関係機関に相談し、アドバイスや指導を仰ぎながら対応を図る。
- 必要に応じて巡回相談員やSCとの教育相談やカウンセリングを入れる。

8 重大な事態への対応

(1) 重大な事態とは？（いじめ防止対策推進法より一部を抜粋）

- いじめにより本校に在籍する児童の生命や身体、財産等に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(2) 重大な事態への対応

- いじめにより本校に在籍する児童の生命や身体、財産等に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報する。
- 特定の児童に、連続的或いは断続的に欠席が見られる場合には、いじめが要因である可能性を念頭に置いて、欠席理由や生活の状況等を掴み、教職員間の連携及び保護者との相談のもとに迅速かつ的確な対応を図る。

第5章 インターネット等のネット上のいじめの未然防止と対応

1 情報モラルの育成

(1) 教科

- 著作権や情報に関する自他の権利の尊重、情報の適切な管理及び信憑性の確認等について、正しい知識と望ましい態度を養う。

(2) 特別の教科道徳

- 思いやりや情報に関する自他の権利の尊重、集団の一員としての在り方を考えさせる。

(3) その他

- タブレットやインターネットを使って学習等を行う場合には、記述内容や他者の作品の尊重等、適切な使用を指導する。
- 新聞記事等を利用して、実際に起こった事例からSNSの問題点について考えさせる。

2 インターネット等のネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの態様の例

ア 掲示板・ブログ・プロフでのいじめ

- 掲示板・ブログ・プロフへ誹謗・中傷を書き込む。
- 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報や無断で記載する。
- 特定の人物になりすましてネット上で活動する。

イ メールでのネット上のいじめ

- メールで特定の人物に対して誹謗・中傷を行う。
- チェーンメールで悪口や誹謗・中傷した内容を送信する。
- なりすましメールで悪口や誹謗・中傷した内容を送信する。

ウ その他

- オンラインゲーム上のチャットや口コミサイト等で悪口や誹謗・中傷した内容を送信する。

(2) ネット上のいじめへの対応

ア 児童が被害を受けた場合

- 被害の詳細を把握し、保護者と連携して掲示板等の管理者やプロバイダに削除を依頼する。
- 児童の様子を継続的に観察し、状況によっては、声かけや教育相談等を行う。

イ 児童が被害を与えた場合

- 被害の詳細を把握し、保護者と連携して掲示板等の管理者やプロバイダに削除を依頼すると共に、被害者に対する謝罪を促す。

ウ 本校児童間で発生した場合

- 事実の詳細や経緯、背景を把握し、望ましい人間関係に修復できるように、保護者と連携しながら継続的に指導する。特に、被害を受けた児童の心情や表情、言動に十分に気を配る。

3 保護者への啓発と連携

- PTA総会や学級懇談等で、保護者に本校の「いじめ防止基本方針」の確認といじめ防止などについての啓発を行う。
- 生徒指導通信やホームページ、学級通信等を活用していじめ防止などの啓発を行う。
- フィルタリングを活用することや家庭のパソコン、インターネット等を適切に管理することによって、「児童が被害に遭わない」「児童が加害者にならない」ように注意を喚起する。
- パソコンやスマートフォン以外にもインターネット等に接続できる機器があること等、技術の進化にも対応した情報を提供する。また、こうしたネットワーク上でどのようなトラブルが発生しているのかを具体的に伝える。
- 家庭生活で気になることがある場合には、学級担任等にも相談することを呼び掛ける。

第6章 いじめ対応の記録

1 いじめ対応記録簿の様式と記入

- いじめ対応記録簿の様式として、以下の10項目にまとめ、内容を示す。また、各項目についての記入者を示す。

番号	項目	内 容	記入者
①	認知日時	いじめを知った日にち、時間。	連絡通報者
②	認知の経緯	どのようにしていじめを知ったか。(例：保護者の通報)	連絡通報者
③	当事者	被害者と加害者の学年、氏名、性別。	連絡通報者
④	事案状況	被害者と加害者の事情聴取についてまとめる。	関係職員
⑤	事案概要	事案状況をもとに、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「なぜ」「どうした」の形で簡潔にまとめる。	関係職員
⑥	今後の指導の留意点 (対応策)	いじめ・不登校等臨時対策委員会の中で、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「何をやる」の形で、今後の対応策について、具体的に計画をたてる。	関係職員
⑦	保護者との 連絡状況	保護者との連絡の有無、及び連絡内容など。	関係職員 (※基本は担任)
⑧	事案の経過	⑥を受けての指導、及び被害者、加害者の様子。	関係職員
⑨	重大事態判 断	重大事態と判断した場合のみ記入する。 (※校長が判断する)	校長
⑩	解消状況	事案が解消した場合に記入する。 (※但し、事案発生から3ヵ月は、経過を見ること) (※解消の判断については、ハートフル委員会で決定する)	生徒指導主 事

※ 「連絡通報者」は、本校職員で、いじめの通報を最初に受けた者。

※ 「関係職員」は、事情聴取を行った担任、生徒指導部等の職員。

2 いじめ対応記録簿と保管と活用

- 記録簿の保管については、校内共有のサーバーとし、記入者がすぐ書き込めるようにする。但し、事案解消後は、紙ベースで校長室金庫に保管し、データは抹消するものとする。
- 記録簿については、学級における座席の配置やグループ編成、また、学年引継や中学校への引継の際に、資料の1つとして活用する。

【いじめ対応記録簿】

連絡通報者（ ）

①認知日時	令和 年 月 日 () 時 分			
②認知の経緯				
③当事者	学 年	氏 名	性別	特記事項 (※個別事情聴取)
被害者				
加害者				
④事案状況	被害者事情聴取			加害者事情聴取
⑤事案概要	発生日時	令和 年 月 日 ()		
	発生場所			
⑥今後の指導の留意点 (対応策)				
⑦保護者との連絡状況				
⑧事案の経過				
⑨重大事態判断				
⑩解消状況				

第7章 その他の留意事項

1 校内体制の整備

(1) 職員間の日常的な情報交換

- 児童の気になる表情や言動等に気付いた職員は、必ず学級担任に伝えると共に、状況に応じては生徒指導主事又は管理職に報告する。
- 2つ以上の学年をまたいだ事案では、生徒指導主事を窓口にして、職員が連携して対応する。
- 児童や保護者等から、いじめの訴えやいじめに関する情報提供を受けた時には、直ちに生徒指導主事又は管理職に報告する。

(2) ハートフル委員会（いじめ・不登校等対策委員会）等の実施

- 児童の出席状況及び気になる状況があった場合には、職朝や終礼時において情報提示を行い確認する。気になることがあれば、全職員で情報を共有し、協力して迅速に対応する。
- 教育相談アンケートや教育相談の結果は、ハートフル委員会で報告し、それをもとに全員で今後の対応について協議を行う。
- ハートフル委員会は、原則として毎月第4水曜日に実施するが、必要に応じて臨時に実施することもある。ハートフル委員会の構成員は全職員である。
- 毎週水曜日の終礼を気になる児童の情報共有の場として設定する。

2 校内研修の充実

(1) 児童理解に関する研修

- 児童を多面的に理解するために、職員同士による研修や校外から講師を招いての研修を行うことに努める。

(2) 教職員の指導力を高める研修

- いじめの認知能力を高める研修や教育相談等のスキルを高める研修を行う。

3 南郷中校区、関係機関・団体との連携

(1) 南郷中校区との連携

- 児童自身及び家庭環境等に起因する指導上の配慮事項を有する児童については、南郷中学校に入学する場合において、確実に引継ぎを行う。その他の中学校に入学する児童がいる場合においても、同様に引継ぎを行う。
- 南郷中学校に兄や姉が在籍している児童については、必要に応じて兄弟姉妹相互に情報を共有することに努める。
- 3校の生徒指導主事が中心になって、日南市生徒指導連絡協議会などの中で定期的に情報交換を行う。また、個々の職員も、必要に応じて中学校との情報交換を行い、場合によっては生徒指導主事又は管理職に報告する。

(2) 民生児童委員等との連携

- 家庭生活や家庭環境に関して気になる状況にある児童については、必要に応じて民生委員や児童委員などに相談するようにする。その際は、児童等の個人情報の保護を遵守する。

(3) その他の関係機関や団体との連携

- 日南市教育委員会や適応指導教室「黒潮教室」、福祉機関や医療機関との連携を図る。

4 本方針の見直し

- この基本方針は、定期的な見直しを図り、必要に応じて改善を行う。